

## 山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、魅力あふれる山ノ内町の自然、文化及び食等といった観光資源を観光客が気軽にかつ安価に楽しむための手段として、レンタサイクルを導入することで観光客の動線の延伸と滞留時間の延長を促し町内の観光振興を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) レンタサイクル 短期間に、有償貸出しされる自転車をいう。
- (2) 自転車 日本産業規格D9111：2016（自転車—分類、用語及び諸元）表1（以下「JIS」という。）により、自転車に分類されるものをいう。
- (3) E-Bike JIS小分類により、マウンテンバイク、レーシングバイク、スポーツ車、シクロクロス車に分類されるものその他これらに準ずるものに電動アシスト機能が備わったものをいう。
- (4) 事業 業として第三者にレンタサイクルを貸し出す行為をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、自ら町内で経営又は運営する店舗又は施設（以下「店舗」という。）において事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除くものとする。

- (1) 山ノ内町暴力団排除条例（平成24年山ノ内町条例第22号）第2条に規定する暴力団員等である者
- (2) 個人にあつては事業主、法人にあつては法人及び代表者の納期到来分の町税に未納がある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適切と認める者

### (補助対象経費)

第4条 第1条に規定する補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が事業を実施するにあたり店舗で新品購入したE-Bikeに係る費用とする。ただし、町長が不適当と認める経費については交付の対象としない。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額で、車両1台につき250,000円を限度とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請等)

第6条 事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する必要書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) レンタサイクル事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助金交付申請額算出調書(様式第3号)
- (3) 納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び条件等)

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付決定通知書(様式第4号)又は山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助金対象事業により、取得した車両を自家用途に供しないこと。
- (2) 5年以上の事業継続が見込まれること。

(申請の変更又は廃止等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請に変更がある場合又は申請を廃止する場合は、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金(変更・廃止)承認申請書(様式第6号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は当該申請に係る審査を行い、変更又は廃止等が適当と認められるときには、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金実績報告書(様式第8号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する必要書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) レンタサイクル事業実績書(様式第2号)
- (2) 補助金交付申請額算出調書(様式第3号)
- (3) 関係証書類
- (4) 購入したことがわかる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、補助金対象事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合は、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(運営管理等)

第13条 補助事業者は、補助金の交付によって取得した車両について、貸出し状況、点検整備状況その他運行状況を明らかにする台帳を整備し、関係帳票とともに補助金対象事業を開始した日から5年を経た年度の末日まで保管しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する車両について、防犯に係る事項を登録し、及び点検整備を年1回以上実施しなければならない。この場合において、点検整備は、公的機関等が認定する有資格者によるものとする。

(財産処分の制限等)

第14条 補助事業者は、補助金の交付によって取得した車両について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供するときは、取得財産処分承認申請書（様式第12号）を町長に提出し承認を受けなければならない。

(調査)

第15条 町長は、補助金の交付を受けた補助の対象について、調査することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月13日から施行する。

(様式第1号) (第6条関係)

申請日： 年 月 日

山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付申請書

山ノ内町長 様

申請者  
所在地 (住所)  
名称  
代表者職・氏名

山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり交付申請します。

記

1 補助年度	年度
2 補助金等の名称	山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金
3 補助事業等	(1) 目的
	(2) 概要
	(3) 着手及び完了 予定年月日
4 補助金等交付申請額	円
5 添付書類 (添付する書類の□欄を☑してください)	<input type="checkbox"/> レンタサイクル事業計画書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 補助金交付申請額算出調書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> その他( )

担 当 者

役職・氏名		連絡先	
-------	--	-----	--

(様式第2号) (第6条関係) (第9条関係)

レンタサイクル事業計画(実績)書

店舗または施設等の 設立年月日	
申請者の営む主な事業	
補助事業の内容	
補助事業実施による効果	
備考	

注1 補助事業の内容は、詳細に記載すること

2 E-Bike購入について、その品名規格形状及び数量を記載するとともに  
カタログ等を添付すること。

3 実績報告の場合は、写真を添付すること。

(様式第3号) (第6条関係) (第9条関係)

補助金交付申請額算出調書(計画・変更・実績)

メーカー	型式等	本体購入額 (税込) A	補助基本額 (A × 2/3) B	補助金 交付申請額 C	備考
		円	円	円	
合計					

- 注1 「本体購入額」欄には、E-Bike購入に係る経費の総額を記載すること。
- 2 「補助基本額」欄には、補助対象経費に補助率を乗じて算出した額とし、その額が補助金限度額を超えるときは補助金限度額とする。  
※補助金上限額 1台あたり250,000円
- 3 「補助基本額」欄の「合計」欄に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 4 「備考」欄には、経費の詳細を記載すること。
- 5 変更承認申請及び実績報告の場合は、当初の計画額を( )内書きとし、変更承認申請額及び実績額を( )外書きとする。

(様式第4号) (第7条関係)

山ノ内町指令第 号  
年 月 日

様

山ノ内町長

山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました標記補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金交付額 \_\_\_\_\_ 円

1 補助金交付の条件

- (1) 事業完了後、実績報告を受けて補助金交付額を確定します。
- (2) 事業の内容を変更、中止、又は廃止しようとするときは、速やかに変更（中止・廃止）承認申請書を提出してください。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることがあります。
- (4) 補助金対象事業により、所得した車両を自家用途に供しないこと。
- (5) 5年以上の事業継続が見込まれること。

(様式第5号) (第7条関係)

山ノ内町指令第 号  
年 月 日

様

山ノ内町長

山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました標記補助金について、審査の結果、下記のとおり交付決定者として認定できませんでしたので、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

理由



(様式第6号) (第8条関係)

山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金  
(変更・廃止) 承認申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者  
所在地(住所)  
名称  
代表者職・氏名

年 月 日付 山ノ内町指令第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり(変更・廃止)したいので、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

理 由

(備考) 変更の場合、様式第3号に準じて作成し、変更前を( )内書きとし、変更後を( )外書きとすること。

(様式第7号) (第8条関係)

山ノ内町指令第 号  
年 月 日

様

山ノ内町長

山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 山ノ内町指令第 号で交付決定した事業について、下記のとおり変更したので、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 (変更後) 円  
交付決定額 (変更前) 円

2 変更等の内容

変更前	変更後

3 変更等の理由

(様式第8号) (第9条関係)

山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金  
実績報告書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者  
所在地 (住所)  
名称  
代表者職・氏名

年 月 日付 山ノ内町指令第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて実績報告します。

記

1 交付決定額 円

2 補助金実績額 円

3 添付書類 ※次の書類があることを確認しチェック欄(□)に☑してください。

- レンタサイクル事業実績書 (様式第2号)
- 補助金交付申請額算出調書 (様式第3号)
- 関係証書類
- 購入したことがわかる写真
- その他

(様式第9号) (第10条関係)

山ノ内町達第 号  
年 月 日

様

山ノ内町長

山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました事業について、下記のとおり補助金額を確定しましたので、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 交付方法 山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金請求書(様式第10号)に記入された口座へ振り込みます。
- 3 条件等 以下の各号に該当するときは、補助金の交付の取消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることがあります。  
(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。  
(2) 山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱の規定に違反したとき。

(様式第10号) (第11条関係)

山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金請求書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者  
所在地 (住所)  
名称  
代表者職・氏名

年 月 日付 山ノ内町達第 号により補助金交付額の確定のあった標記補助金について、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

補助金請求額	円
--------	---

2 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合			本・支店 本・支所
口座種類	1 普通 2 当座 3 その他	口座番号		
口座名義人	(フリガナ)			

(様式第11号) (第12条関係)

山ノ内町指令第 号  
年 月 日

様

山ノ内町長

山ノ内町山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 山ノ内町指令第 号で通知した山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金の交付決定について、下記の理由により取消しますので、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

取消理由

(様式第12号) (第14条関係)

取得財産等処分承認申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者  
所在地 (住所)  
名称  
代表者職・氏名

年 月 日付 山ノ内町指令第 号により補助金の交付決定を受けた山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、山ノ内町レンタサイクル事業支援補助金交付要綱第 14 条の規定により承認してください。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由